

伊勢市議会議員政治倫理審査会のあり方について

- 議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 -

去る 7 月 13 日の条例等検討分科会で議論した議員政治倫理条例(案)における「政治倫理審査会」は、規定上、議会の「附属機関」と位置付けられるが、地方自治法では、執行機関には「附属機関」の設置規定があるものの、「議会」においてはその規定がなく、議会に外部の有識者でもって構成する「第三者機関」を設置することは、『地方自治法は想定していない。』と解釈されている。

第 138 条の 4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

これは、構造改革特区の提案に対する総務省の回答にもあるが、「議会」は、多様な市民を代表する複数の議員からなる「合議制の機関」であって、『公開の場で議員同士が議論することで、団体としての意思を決定することが、議会本来の役割である。』とのことから、これを「第三者機関」に委ねるのは適当でないとされている。

今回の「政治倫理条例(案)」を検討するなかで参考としてきた自治体では、三重県及び県内 6 市(桑名市、伊賀市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市)は、全て「議員のみ」の構成であることから、「附属機関」には該当しない。

また、会津若松市は「外部委員 5 人(必要あるときは議員も)」で、所沢市は「議員 6 人・市民 3 人」、流山市では「学識経験者 6 人・市民 4 人」という構成であって、流山市においては、市長の「附属機関」として「政治倫理審査会」を設置し、議長から市長を通じて、その「政治倫理審査会」に諮問するという方法(別添条例参照)を取っている。

一方、「三重県議会基本条例」では、議会に「附属機関」を設置することができるとの規定が置かれている。

これは、

- ・地方自治法が想定していないことについて、法制定当初と今日の事情とは異なり、今現在、地方自治法が想定していない状況に至っている。
- ・地方自治法に規定されていないだけであって、規律の及ばない白紙の状況であるとの判断から、自治立法である「条例」によって設置することは可能である。

という見方によるものとされているが、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」では、議員で構成する「政治倫理審査会」を設置しているところである。

そのように、各自治体の現状、地方自治法の現行規定、そして総務省の見解や地方自治法の改正経過を踏まえると、議会に外部の有識者でもって構成する「第三者機関(附属機関)」を設置することは、『できない。』ものと見るほかない。

そこで、伊勢市議会における「政治倫理違反」への審査については、今日までの「政治倫理条例骨子(案)」の検討過程や、より一層の透明性や信憑性の向上ということを考えたとき、「第三者機関」での審査が理想であると思われるが、今一度、そのあり方について議論し方向性を確認する必要性が生じた。

なお、議会が外部の有識者でもって構成する「第三者機関」を活用する方法としては、

- ・市長の「附属機関」として活用する方法
- ・地方自治法第 100 条の 2 の「専門的知見の活用」を用いる方法

第 100 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。 =追加 平成 18 年法律第 53 号=

しか考えられない。

以上のようなことから、伊勢市議会における「政治倫理審査会」のあり方については、

- 1 議員のみで構成する「政治倫理審査会」を設置する。
- 2 執行機関側に「政治倫理審査会」を設置願い、議長に審査請求があれば、それら資料を市長に送付する。
- 3 議長において、地方自治法第 100 条の 2(専門的知見の活用)の規定により、複数の学識経験者等に審査を依頼する。この場合、審査結果の報告においては学識経験者等の合議によること。

以上、三通りのいずれかに決定願い、条例(案)については、修正の後、改めて協議願うこととする。

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)〈修正たたき台〉

追 加

(補助金等を受けている団体、役員及び市税等の種類)

第2条 条例第3条第4号に規定する補助金等を受けている団体及びその役員は次に掲げるものとし、その団体の執行権を有し又は意思決定に関わる役職を含むものとする。

団体の名称	役員の詳細
自治会	会長、副会長、会計
まちづくり協議会	会長、副会長、会計、理事、監事

2 条例第3条第5号に規定する市税等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人・法人市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 都市計画税
- (5) 国民健康保険料
- (6) 介護保険料
- (7) 水道料金
- (8) 下水道使用料

繰下げ

- 第2条 → 第3条
第3条 → 第4条
第4条 → 第5条
第5条 → 第6条
第6条 → 第7条
第7条 → 第8条
第8条 → 第9条
第9条 → 第10条
第10条 → 第11条

附則の改正

「第5条第1項」 ⇒ 「第6条第1項」